

新 UAE 会社法について

2015 年 7 月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كليرداند كو
CLYDE & CO

UAE 会社法（2015 年法第 2 号）（新法）が 2015 年 7 月 1 日に施行されます。UAE “オンショア（国内）” で法人化された有限責任会社（LLC）の幹部や取締役は、LLC の法人契約や会社定款を新法に則したものとするように、どのような修正が必要かを検討し始めねばなりません。また、新法では、さまざまな規制が撤廃されるため、LLC にとって有利な側面もあります。

猶予期間

新法第 374 条は、既存の会社に“調整”のための 12 カ月間の猶予期間を与えています。つまり、猶予期間が延長されない限り、2016 年 6 月 30 日までに、LLC は、現行の会社定款を新法に則して、適宜修正しなければなりません。

しかし、この猶予期間があるからといって LLC は 1 年間、新法に従わなくてもよいというわけではないことを忘れてはなりません。LLC の既存の会社定款の対象とならない新たな法人活動を行う際には、新法に準拠する必要があります。従って、2015 年 7 月 1 日以降、LLC は、新たに成文化された役員の基準や、国際会計基準に則した会計監査のための新たな必要条件など、重要な変更事項に従って活動する必要があります。

会社定款の修正

新法を反映させるために必要とされる修正は、次のように区別されます。：新法によって義務付けられた修正と、LLC の活動を向上させるために望ましい修正の 2 種類です。これらについて、以下に具体的に説明します。

必要な変更

住所:

新法は、LLC の本社住所と、登録支店がある場合は、それら支店の住所を定款に記載するよう定めています。今後、登録支店が追加される際、本社、あるいは既存支店の住所に変更がある際には、それらを反映させて、会社定款を修正することが、新たな必要手続きとして定められています。

株式質(Share Pledge):

新法は、株式質の設定方法に関する情報を会社定款に含めるよう定めています。

管理職の解雇:

新法は、LLC の管理職の解雇方法について新たに定めています。定款で特に取り決めがない限り、新法に基づき、通常総会での通常決議により管理職の解雇が可能と

されています。しかし、LLCは、解雇に関する独自の必要条件を会社定款で具体的に定めることが可能です。これは、定款で解雇権について特に取り決めがない限り、管理職の解雇には、満場一致の合意がなければならないと定める1984年商事会社法の規定とは対象的です。あるいは、定款で管理職の解雇が認められている場合には、特別決議が必要です。今後、LLCは、現行の定款に特に取り決めがないのであれば、管理職の解雇権について検討すべきでしょう。これは、少数の株主がすべての投資を行い、日常管理業務を行うLLCにとって、特に重要です。

定足数と投票:

新法では、通常決議と特別決議の両方に関し、通常総会での投票と定足数の算出基準が改定されています。これまでと同様の投票への一定の権限を株主、特に少数株主に与えるために、定款の関連規定を修正する必要があるかも知れません。

ほかの修正

通知規制の撤廃:

新法は、通常総会の通知について、定款が定めるいかなる方法でもよいとしています。従って、電子的にせよ、書面ににせよ、通知方法は、それぞれの会社で自由に定めることが可能です。これにより、通常総会の効率が大幅に向上されることとなります。

直前通知:

新法は、株主が直前通知に合意することを認めています。新法の施行後、直前通知の条件について定款で規定することが可能か否か、市場慣習によって決められることになるでしょう。

対策

取締役や幹部は、会社定款に新法と明らかに相反する規定がないか確認する必要があります。

重要な新しい法律がたいていそうであるように、新法が与える影響の全容、市場での解釈や適用が明確になるまでには、しばらく時間がかかります。しかし、取締役や幹部は、既存の会社定款への修正だけでなく、今後の法人活動の実施方法に関しても、必要となり得る変更について、今から検討することが大切です。

Key contacts

Jonathan Silver, Partner

jonathan.silver@clydeco.com

Takamasa Makita, Legal Director

takamasa.makita@clydeco.com

Clyde & Co* accepts no liability for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this document. The content of this document does not constitute legal advice and should not be relied upon as such. Advice should be taken about your specific circumstances. No part of this summary may be used, reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

*Clyde & Co LLP, Clyde & Co Technical Services JSC and Clyde & Co LLP Lawyers & Legal Consultants Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority.

© Clyde & Co LLP 2015